

別表三(一)付表一
「特定同族会社の留保金額から控除する留保控除額の計算に関する明細書」

記載要領
はこちら



「適格合併等により増加した利益積立金額4」
適格合併若しくは適格分割型分割により被合併法人若しくは分割法人から引継ぎを受けた利益積立金額又は完全支配関係がある法人の寄附修正事由により増加した利益積立金額を記載します。

「適格分割型分割等により減少した利益積立金額5」
適格分割型分割により分割承継法人に引き継いだ利益積立金額又は完全支配関係がある法人の寄附修正事由により減少した利益積立金額を記載します。

積立金	期末資本金の額又は出資金の額	1	円	通算法人の所得基準額加算額	17	円
	同上の25%相当額	2		(別表三(一)付表二「13」)		
基	期首利益積立金額	3		通算法人の所得基準額控除額	18	
	(別表五(一)「31の①」) - (別表三(一)「10」)			(別表三(一)付表二「17」)		
中	適格合併等により増加した利益積立金額	4		他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帳簿価額から減算される金額	19	
減	適格分割型分割等により減少した利益積立金額	5		(別表八(三)「13」の合計額)		
の	期末利益積立金額	6		新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額	20	
計	(3) + (4) - (5)			(別表十(三)「43」)		
算	積立金基準額	7		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額	21	
	(2) - (6)			(別表十(四)「20」)		
定	額基準額	8		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額	22	
	2,000万円 × $\frac{\quad}{12}$			(別表十(四)「21」又は「23」)		
所	所得金額	9		沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額	23	
所	(別表四「52の①」)			(別表十(一)「15」又は(別表十(二)「10」)		
得	非適格合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	10		沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の要加算調整額の益金算入額	24	
	(別表四「38」)			(別表十(一)「16」又は(別表十(二)「11」)		
受	取配当等の益金不算入額	11		収用等の場合等の所得の特別控除額	25	
取	(別表八(一)「5」から通算法人間配当等の額に係る金額を除いた金額)			(別表十(五)「22」+「37」+「42」+「4」+「52」)		
基	外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額	12		特定事業活動として特別新事業開始事業者の株式の取得をした場合の特別固定取崩額の益金算入額	26	
	(別表八(二)「26」) + (別表十七(三)の七「27の計」)			(別表十(六)「12」)		
準	受贈益の益金不算入額	13		特定事業活動として特別新事業開始事業者の株式の取得をした場合の特別固定取崩額の益金算入額	27	
	(別表四「16」)			(別表十(六)「18」+「20」)		
額	法人税額の還付金等(過払納及び中間納付額に係る還付金を除く。)	14		肉用牛の売却に係る所得の特別控除額	28	
	(別表四「19」) + (別表四付表「7」)			(別表十(七)「22」)		
計	欠損金等の当期控除額	15		超過利子の損金算入額	29	
	(別表七(一)「4の計」) + (別表七(三)「9」若しくは「21」又は別表七(四)「10」)			(別表十七(二)の三「10」)		
算	中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	16		課税対象金額等の益金算入額	30	
	(別表四「37」)			(別表十七(三)の二「28」) + (別表十七(三)の三「9」) + (別表十七(三)の四「11」)		
				所得等の金額	31	
				(9) - (10) + (11) + (12) + (13) + (14) + (15) - (16) + (17) - (18) - (19) + (20) + (21) - (22) + (23) - (24) + (25) + (26) - (27) + (28) + (29) - (30)		
				所得基準額	32	
				(31) × 40%		
				留保控除額	33	
				((7)、(8)又は(32)のいずれか多い金額)		

「積立金基準額7」
・ この金額がマイナスとなる場合には、0と記載します。
・ 「期末利益積立金額6」の金額がマイナスである場合には、「同上の25%相当額2」の金額にそのマイナスの金額の正数金額を加算した金額を記載します。
・ 例えば、「2」の金額が25,000,000円、「6」の金額が△5,000,000円である場合には、25,000,000円と5,000,000円との合計額30,000,000円を「7」に記載します。

「定額基準額2,000万円 × $\frac{\quad}{12}$ 8」
「 $\frac{\quad}{12}$ 」の分子には、当期の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。